ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
福島労働局
Press Release

会津労働基準監督署発表
令和８年３月 13 日（金）

【照会先】
会津労働基準監督署
第一方面主任監督官　村上　航
（電　　話）0242-26-6494

報道関係者　各位

労働基準法違反容疑で書類送検

―最大で10か月分の賃金不払の疑い―

会津労働基準監督署（署長　管家紀男）は、本日、北日本印刷（きたにほんいんさつ）株式会社及び同社代表取締役を、労働基準法違反の疑いで会津若松区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】
労働者３名に対する令和６年２月分から令和７年４月分までの定期賃金のうち最大で 10 か月分の賃金（３名合計約 526 万円）を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

１　被疑者
⑴　北日本印刷株式会社
所在地：福島県会津若松市門田町大字中野
事業内容：印刷業
⑵　同社　代表取締役Ａ

２　違反条文【（関係条文）参照】
被疑者北日本印刷株式会社、被疑者Ａともに、労働基準法違反
同法第24条第１項及び同条第２項（賃金の支払）
同法第120条第１号（罰則）
同法第121条第１項（両罰規定）

３　被疑内容
労働基準法において、賃金は、通貨で、全額を、毎月１回以上、一定の期日を定めて、労働者に直接支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Ａは、労働者３名に対する令和６年２月分から令和７年４月分（令和６年１月21日から令和７年４月20日）までの定期賃金のうち、最大で10か月分の賃金（３名合計約526万円）を、それぞれの所定支払日である翌月１日に、その全額を支払わなかった疑いがあるものです。

（関係条文）

○労働基準法

（賃金の支払）

第二十四条　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

二　賃金は、毎月１回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第89条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない

（罰則）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条…（中略）…、第 23 条から第 27 条まで、…（中略）…の 規定に違反した者

二　（以下略）

（両罰規定）

第百二十一条　この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においては その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（第２項 略）